

令和 8 年 第 4 回 山 口 市 議 会 （ 定 例 会 ）
市 政 概 況 報 告 及 び 議 案 説 明 の 要 旨

○市政概況報告

1 令和 8 年熊本地震への対応について申し上げます。

御案内のとおり、本年 7 月 28 日 16 時 27 分頃、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード 7.1、最大震度 7 を観測する地震が発生いたしました。

地震による被害の全容は、現在も調査が続いているところでございますが、これまでに人的被害は 400 人を超え、住家被害も 4 万棟に及ぶと見込まれるなど、広範囲に甚大な被害が生じております。

この地震で亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

本市では、山口県や関係機関と連携し、地震発生直後から被災地の支援に取り組んできたところでございます。

まず、職員の派遣につきましては、地震発生当日の 7 月 28 日から先月 2 日までの間、消防庁長官から緊急消防援助隊の出動要請を受け、本市消防本部の隊員延べ 20 名を派遣し、山口県大隊として現地での救助活動を行いました。

上下水道局におきましては、日本水道協会山口県支部からの応援要請を受けまして、先月 2 日から 12 日までの間及び同月 26 日から 31 日までの間、給水車を派遣し、延べ 58 名の職員による応急給水活動を実施いたしました。

さらに、先月 28 日から今月 4 日までの間、山口県の要請を受け、事務職員 2 名を熊本県八代市へ派遣し、避難所運営の業務支援を行ったところでございます。

次に、義援金の受付につきましては、各総合支所や地域交流センターなどに募金箱を設置いたしております。

これまで多くの市民の皆様から温かい御支援をお寄せいただき、先月31日現在の受付金額は、110万8,349円ございまして、日本赤十字社を通じて被災された皆様へお届けすることといたしております。

被災地では、厳しい残暑が続くなか、今なお不便な生活を余儀なくされておられます。本市といたしましては、今後とも継続して被災地の支援に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様、議員の皆様の御理解、御支援をお願い申し上げます。

2 国民宿舎秋穂荘の利用休止について申し上げます。

国民宿舎秋穂荘は、昭和41年に合併前の旧秋穂町により開業され、瀬戸内海を一望できる眺望と特産品である車えび料理を楽しめる宿泊施設として、多くの観光客や地域の皆様に御利用いただききた施設でございます。

一方で、近年の宿泊ニーズの変化や施設の老朽化などによる競争力の低下を主な要因とした利用者の減少のほか、昨今の物価高騰や中東情勢の悪化に起因する食材費や燃料費の上昇など、想定を超える経費の増加があったことから、本市といたしましても、施設の運営状況、とりわけ指定管理者の経営状況について注視をしてきたところでございます。

こうした中、本年7月30日に指定管理者である株式会社あいおから、本年4月以降の利用者の急減に伴う経営状況の急激な悪化を理由に、今後の施設運営の継続が困難であるとして、先月末をもっ

て株式会社を解散する旨の連絡がありましたことから、本市といたしましては、今後の対応を検討するため、今月１日以降当分の間、施設の利用を休止することを決定したところでございます。

今後におきましては、まずは、施設の老朽化等の状況を把握いたし、その上で、今後の施設の在り方について、市民の皆様を始め、各方面からの御意見、御提案もお伺いしながら、幅広い観点から検討を行ってまいりたいと考えております。

3 「（仮称）ずっと元気な山口プラン」（次期山口市総合計画）の策定について申し上げます。

本市では、現在、令和１０年度から令和１９年度までの１０年間の計画期間とする次期山口市総合計画の策定を、市民の皆様や様々な分野の関係者に御参画いただきながら進めているところでございます。

まず、外部有識者や公募委員など、１９名の委員の皆様で構成する「山口市総合計画策定協議会」につきましては、去る７月８日に、第１回策定協議会を開催いたし、委員の皆様への委嘱状の交付や、協議会会長及び副会長の選任、策定についての諮問を行い、次期総合計画策定に向けた議論を開始したところでございます。

続いて、８月１９日には、第２回策定協議会を開催いたしまして、本市の人口動態等の状況をお示しするとともに、重点施策を分野ごとに議論するための第１弾として、子ども・子育て支援や、高齢者福祉、障がい者福祉、地域福祉の各分野におけるまちづくりの現状や課題について報告を行い、委員の御意見を伺いました。併せて、委員からは、地域福祉の現状や、子育て支援と女性活躍支援な

どについて、話題提供や御意見をいただいたところでございます。

こうした策定協議会の開催と並行し、市内21地域別や世代別など、多くの市民の皆様から幅広く御意見を伺う「みんなでつくる未来懇話会」を順次開催することとしておりまして、8月27日には、市内の大学生と市の若手職員による懇話会を開催いたし、本市において「住む・学ぶ・働く」中で感じていること、将来に対する期待や課題などについて意見交換を行ったところでございます。

引き続き、市民の皆様を始め、様々な関係者の皆様から御意見、御提言などを賜りながら、次期総合計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

4 地域資源を生かした阿東地域の農業振興の取組について申し上げます。

旧阿東ふるさと交流促進センターにつきましては、これまで市民農園を始め、都市と農村の交流拠点として活用してまいりましたが、本年3月末に用途を廃止し、周辺の土地を含めた新たな利活用について検討を進めてまいりました。

人口減少・少子高齢化が進行する阿東地域におきまして、その活力を高めていくためには、県内でも最大規模の水稻作付面積を有し、地域の基幹産業である農業の振興を始め、地場産業の振興や移住・定住の更なる促進など、地域の特性に応じた農山村づくりを進めていくことが重要でございます。

こうした考えの下、農山村エリアの活性化や居住促進を図る「山口市農山村エリア居住促進計画」の趣旨を踏まえた民間投資を促進し、併せて未利用財産の有効活用につなげるため、公募型プロポー

ザル方式により当該施設跡地の売払いを行うことといたし、市域外の事業者にも参入していただく形で、株式会社瀬祭及び株式会社あむ瀬の連合体を優先交渉権者に選定したところでございます。

プロポーザルにおける提案内容は、日本酒の原料である酒米「山田錦」の安定生産と産地形成を目指し、現地に「酒米研究所」を設置するものでございまして、元山口県農林総合技術センター室長や山口大学農学部教授などの専門家と連携し、酒米の品種改良や栽培技術の研究を進めるとともに、その成果を地域の生産者へ還元することで、阿東地域を日本有数の酒米生産地として育成し、生産者の意欲向上と経営基盤の安定に貢献する事業計画を高く評価いたしました。

この事業計画につきましては、阿東地域の地域資源であります広大な水田を生かし、農業所得の向上や田園景観の保全はもとより、雇用の創出や地域経済の活性化、ひいては移住・定住にもつながるものと大いに期待をいたしているところでございます。

本市といたしましては、引き続き、地域産業の振興や移住・定住につながる取組を進めますとともに、民間事業者の創意工夫を生かした取組も含め、地域資源の有効活用を図りながら農山村エリアにおける活力ある地域づくりを推進してまいりたいと考えております。

5 企業立地について申し上げます。

去る6月23日に、東京都渋谷区に本社がございす「株式会社スリーピース」と進出協定を締結いたしました。

同社は、平成20年に設立され、営業代行・営業支援を主力とす

る企業で、B to B分野を中心に、企業の営業活動を代行し、営業戦略の立案からターゲット選定、テレマーケティングによるアポイント獲得までを一貫して支援する事業を展開されております。

この度、産業交流スペース「メグリバ」に新事業所を設置し、新たな雇用の創出として5人を予定されているところでございます。

今後とも雇用の創出や地域経済の活性化につながる企業誘致に積極的に取り組んでまいり所存でございます。

○議案説明の要旨

議案第1号の令和8年度山口市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億7,671万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ949億6,265万9,000円といたしております。

それでは、歳出予算からその概要を御説明申し上げます。

総務費につきましては、総務管理費4,460万円を追加計上いたしております。

民生費につきましては、社会福祉費4,811万6,000円、そして、児童1人当たり5,000円分の商品券を配布する経済対策を実施するための児童福祉費1億8,000万円をそれぞれ追加計上いたしております。

農林水産業費につきましては、農業費400万円を追加計上いたしております。

次に、歳入予算につきましては、特定財源といたしまして、国庫支出金1億3,238万7,000円、繰入金270万円、市債2,580万円をそれぞれ追加計上いたしております。

また、一般財源といたしまして、繰越金1億1,582万9,000円を追加計上いたしております。

第2条の繰越明許費の補正につきましては、小学校施設長寿命化事業について、翌年度に繰り越して執行いたすものでございます。

第3条の債務負担行為の補正につきましては、新本庁舎整備事業に係る債務負担行為の追加、廃止及び変更をいたすものでございます。

第4条の地方債の補正につきましては、今回補正いたします事業に

見込まれる起債につきまして、その限度額の変更をいたすものでございます。

議案第 2 号の令和 8 年度山口市介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4 億 9, 3 2 5 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 9 3 億 1, 6 3 4 万円といたしております。

これは、国庫支出金等の返還及び繰越金の基金積立てにつきまして所要の補正をいたすものでございます。

議案第 3 号の令和 8 年度山口市地域下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 3 1 万 5, 0 0 0 円といたしております。

これは、繰越金の基金積立てにつきまして所要の補正をいたすものでございます。

議案第 4 号は、山口市行政手続条例の一部を改正する条例でございます。

これは、山口市行政手続条例に基づく不利益処分に係る手続につきまして、行政手続法に準じて所要の改正をいたすものでございます。

議案第 5 号は、地方自治法第 2 4 3 条の 3 の規定に基づく財政に関する事項の公表に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、地方自治法の一部改正に伴いまして、財政状況に係る公表回数の変更につきまして、所要の改正をいたすものでございます。

議案第 6 号は、山口市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、山口県収入証紙の廃止に伴いまして、所要の改正をいたすものでございます。

議案第7号は、山口市税条例の一部を改正する条例でございます。

これは、寄附金税額控除の対象につきまして、山口県税賦課徴収条例に準じて、所要の改正をいたすものでございます。

議案第8号は、山口市使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

これは、使用料・手数料の見直し方針に基づく使用料の改正のほか、土地使用料につきまして、山口市道路占用料徴収条例に準じて徴収するに当たり、所要の改正をいたすものでございます。

議案第9号は、使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

これは、使用料・手数料の見直し方針に基づき、使用料等につきまして、金額の改正を行うものでございます。

議案第10号、議案第11号、議案第14号及び議案第22号から議案第25号までは、山口市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例、嘉村磯多生家設置及び管理条例の一部を改正する条例、山口市南部運動広場設置及び管理条例の一部を改正する条例、山口勤労者総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例、山口ふろさと伝承総合センター設置及び管理条例の一部を改正する条例、大原湖キャンプ場設置及び管理条例の一部を改正する条例及び湯田温泉観光回遊拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。

これらは、使用料・手数料の見直し方針に基づく利用料金の改正のほか、より安定的かつ効率的な施設運営を図る等の観点から、休館日

若しくは休場日、開館時間又は料金体系の見直し等につきまして、所要の改正をいたすものでございます。

議案第 12 号は、旧中川家住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第 13 号は、山口市小郡文化資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。

これらは、受益者負担の適正化を図るため、施設の利用に係る使用料又は観覧料を新たに設定するほか、所要の改正をいたすものでございます。

議案第 15 号は、山口市小郡屋内プール設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。

これは、使用料・手数料の見直し方針に基づく利用料金の改正のほか、受益者負担の適正化を図るため、新たに未就学児の利用料金を設定するに当たり、所要の改正をいたすものでございます。

議案第 16 号は、山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第 17 号は、山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

これらは、内閣府令及び厚生労働省令で定める基準の一部改正に伴いまして、満 3 歳以上限定小規模保育事業に関する規定を整備するほか、所要の改正をいたすものでございます。

議案第 18 号は、山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

これは、放課後児童クラブの持続的かつ安定的な運営体制の確保を図ることを目的として、過疎地域における職員の配置基準につつまし

て、所要の改正をいたすものでございます。

議案第 19 号は、山口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

これは、内閣府令で定める基準の改正に準じて、児童対象性暴力等を防止する措置につきまして、所要の改正をいたすものでございます。

議案第 20 号は、山口市地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。

これは、山口市平川地域交流センターの建替え及び移転に伴いまして、所要の改正をいたすものでございます。

議案第 21 号は、山口市大歳地域交流ステーション設置及び管理条例を廃止する条例でございます。

これは、山口市大歳地域交流ステーションの老朽化に伴いまして、既存の公共施設への代替的な利用に向けた協議が整いましたことから、当施設を廃止するものでございます。

議案第 26 号は、道の駅あいお設置及び管理条例でございます。

これは、特産品である海産物を始め、地域の農林水産物の加工及び販売や、これらを使用した「食」の提供等により、地域における産業の振興を図るとともに、都市と農山漁村の交流を促進し、活力ある地域社会の形成に資するため、道の駅あいおを移転整備するに当たり、所要の事項を定めるものでございます。

議案第 27 号は、山口市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、地方公営企業法の一部改正に伴いまして、業務状況説明書類に係る市長への提出回数の変更につきまして、所要の改正をいたす

ものでございます。

議案第 28 号は、山口市火災予防条例の一部を改正する条例でございます。

これは、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等の適切な管理につきまして、所要の改正をいたすものでございます。

議案第 29 号は、字の区域の変更及び町の区域の新設についてでございます。

これは、住居表示の実施に伴いまして、小郡下郷の区域の一部を変更し、小郡矢足一丁目、小郡矢足二丁目及び小郡長谷二丁目を新設することにつきまして、市議会の議決を求めるものでございます。

議案第 30 号から議案第 32 号までは、請負契約の締結及び一部を変更することについてでございます。

これは、それぞれ議案に示しますとおり請負契約を締結及び一部を変更することにつきまして、市議会の議決を求めるものでございます。

議案第 33 号から議案第 37 号までの決算の認定につきましては、令和 7 年度の各公営企業会計に関する決算につきまして、監査委員の審査を経ましたので、市議会の認定に付するとともに、各公営企業会計の利益の処分につきまして、市議会の議決を求めるものでございます。

諮問第 1 号から諮問第 8 号までの人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、6 人の委員の任期が本年 12 月 31 日をもって満了することに伴い、引き続き^{はら だ しげ き}原田茂樹氏、^{わ に した か え}和西孝恵氏、^{う え の ち え}上野千恵氏、^{まつなが}松長直道氏、^{な お み ち}^{み と じゅん}三戸純氏及び^{まつ い と よ ひ こ}松井豊彦氏を、また、2 人の委員の欠員を補充することに伴い、新たに^{さ さ き ま な み}佐々木愛美氏及び^{はやし ま さ の り}林正則氏を、それぞれ

推薦することにつきまして、市議会の意見を求めるものでございます。